

修学中の者に関する届出

常務理事	業務課長	適用係長	係 員

記号	番号		
87-			
被保険者の氏名	続柄	性別	生年月日
フリガナ		1 男 2 女	7 平成 9 令和 年 月 日
個人番号			
学校の名称および所在地	名称		
	所在地	〒 -	
修学のため住所を移した日とその住所	移した日	令和 年 月 日	
	住所	〒 -	
修学年限および在学年	令和 年 月 日より令和 年 月 日まで 年間		

上記のとおり届出いたします。

修学終了届	
修学終了者氏名	
住所	〒 -

上記の者は、令和 年 月 日をもって修学を終了したので届出いたします。

令和 年 月 日

組合員 住所	〒 -
フリガナ	
組合員 氏名	
組合員 個人番号	

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合 理事長 殿

本届出の根拠

【国保法第 116 条】 修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であって、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、第 5 条の規定にかかわらず、当該他の行なう国民健康保険の被保険者とし、かつ、この法律の適用については、当該世帯に属するものとみなす。

【施行規則第 5 条】 被保険者が、法第 116 条の規定の適用を受けるに至ったときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の組合員は、届出を提出しなければならない。

※〔個人情報の取扱いについて〕

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合では、個人情報保護法及び関連する法令等を遵守します。
特定個人情報については法令の定める業務範囲の手続き及び情報の範囲内で取扱います。